

令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

令和2年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

名称……………日本語指導担当指導主事連絡会

実施主体…大阪府教育庁市町村教育室小中学校課進路支援グループ、学事グループ

構成員…………大阪府教育庁市町村教育室小中学校課進路支援グループ、学事グループ指導主事
 大阪府教育委員会日本語指導スーパーバイザー
 市町村教育委員会日本語指導担当指導主事

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)運営協議会・連絡協議会の実施

・日本語指導担当指導主事連絡会(4/28、10/20の2回実施)

(内容) 日本語指導における国及び大阪府の現状と課題の共有。

小中学校における日本語指導推進事業についての説明・成果と課題の共有。

「特別の教育課程」による日本語指導についての交流及び協議。

巡回指導体制を含めた日本語指導体制づくりについての市町村の好事例の共有及び協議。

(2)拠点校の設置等による指導体制の構築

・日本語指導スーパーバイザー4名が府域(中核市除く)の小中学校に訪問支援を実施。

(内容) 受入れ実績のない学校に日本語指導スーパーバイザーが訪問し、受け入れ体制の構築等助言。

とともに、府域の学校からの日本語指導に係る相談に対してオンラインで対応。

・府内16校に外国人児童生徒支援員を各1名配置。

(内容) 児童生徒の学校生活面及び学習面の支援及び年度途中の新規編転入等がある学校の支援。

・府域6校の中学校夜間学級に日本語支援員各1名配置。

(内容) 個別の日本語指導。授業での日本語指導補助。

・日本語指導加配教員を配置している小学校44校、中学校19校を拠点とし、261校に巡回指導を実施。

(内容) すべての日本語指導が必要な児童生徒に対して十分な「特別の教育課程」による日本語指導が実施可能となるよう、教員の基礎定数措置により多数在籍校を中心に配置を進めた。また、少数散在在籍については、基礎定数及び加配教員が複数校を巡回指導することにより対応。

(4)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

・日本語指導スーパーバイザーが、「特別の教育課程」による日本語指導が実施できていない児童生徒が在籍する学校に訪問し、当該児童生徒の日本語能力の見立てや、個別の指導計画の作成、日本語指導の方法等を指導助言。

・日本語指導対応教員連絡協議会における日本語指導担当者による「特別の教育課程」による日本語指導について協議。

(5)学力保障・進路保障

・日本語指導スーパーバイザーが「特別の教育課程」による日本語指導ができていない児童生徒が在籍する学校や指導のノウハウが少ない学校に訪問。

・外国人児童生徒支援員が、日本語指導が必要な児童生徒等の学習面・生活面の支援及び相談対応等を実施。

・府域5市6校の全夜間中学に1名ずつ、計6名日本語指導支援員を配置。外国籍生徒に、教育課程外での個別の日本語指導を実施。

・多言語進路ガイダンスをオンデマンド配信により実施。

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・日本語指導スーパーバイザーの派遣(人数:4名、勤務形態:週に4日 1日 7.25 時間勤務)
- ・外国人児童生徒支援員の配置及び派遣(人数:16名、言語:中国語7名 スペイン語 英語 韓国・朝鮮語各1名、校種:小学校へ配置13名、中学校へ配置3名、勤務形態:年間160回 1日3時間勤務)
- ・日本語指導支援員の配置(人数:6名、言語:中国語1名、校種:中学校夜間学級に6名、勤務形態年間160回 1日3時間勤務)

(7) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

- ・日本語指導スーパーバイザーによる対象校への資料の提供。
(内容) 当該幼児が入学してくる小学校における入学説明会や就学前検診等において、当該幼児及び保護者への支援となるよう、学校生活サポート情報(多言語版)や外国人児童生徒受入れのための資料等を送付。

(8) 共生社会における共に学び成長する授業の在り方に関する調査研究の実施

- ・府内6地区(豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北・泉南各地区)にて各1回、研究授業を実施。
(内容) 授業の様子をビデオ撮影し、その一部を第4回日本語指導対応教員連絡協議会で視聴し、協議を実施。(参加者 51 名)
- ・府内6地区(豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北・泉南各地区)の日本語指導及び多文化共生の取組みについて、パワーポイントにまとめた資料を各地区の市町村を通して各学校の日本語指導担当者に送付。

(10) ICTを活用した教育・支援

- ・日本語指導スーパーバイザーが、多言語翻訳システムを搭載したタブレットPCを活用し、訪問先の学校で対象児童生徒に支援を実施。
- ・日本語指導スーパーバイザーによるオンライン相談を実施。

(12) 成果の普及

- ・各種連絡会等による好事例の普及。
日本語指導担当指導主事連絡会、日本語指導対応教員連絡協議会、外国人児童生徒支援員配置市町担当指導主事連絡会、外国人児童生徒支援員連絡会、夜間中学設置市主管課長会、大阪府夜間中学連絡協議会及び学校訪問の実施により普及。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

(成果)

- ・「特別の教育課程」による日本語指導についての交流及び協議により、ノウハウや進め方について、各市町村が共通認識を持つことができ、その実施について府内に広めることができた。
- ・編入してくる日本語指導が必要な児童生徒の受入れ体制づくりについて、各市町村におけるノウハウを共有し体制整備を進めることができた。
- ・拠点校による、ICTの活用を含めた効果的な巡回指導についての事例発表を共有することにより、各市町村の実態に合わせて検討を促すことができた。

(課題)

- ・年度により協議会に参加する担当者が変わるため、年度当初の会で今までの流れを説明し、今年度の方向性を明確に打ち出すことで、新しい担当者も主体的に事業にかかわることができるよう配慮すること。

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築

(成果)

- ・日本語指導スーパーバイザーが34市町村114校このべ139回訪問。また、64件のオンラインによる相談に対応。

- ・外国人児童生徒支援員が69校に2410回出勤、7093件の相談等に対応し、日本語指導が必要な児童生徒が安心して学校生活を送ることができた。
- ・日本語指導支援員がきめ細やかな指導を行うことで、生徒は初歩的な日本語を身に付け、授業でのやりとりや各教科の授業内容の理解が深まった。
- ・巡回指導体制を構築することにより、261校の児童生徒が日本語指導加配教員による「特別の教育課程」による日本語指導を受けることができた。

(課題)

- ・府域には日本語指導が必要な児童生徒の受入れ経験のない学校もまだまだ多く、急な編転入に対して受入れ体制や日本語指導体制が整っていない学校への支援が依然として課題である。日本語指導スーパーバイザーの巡回訪問、外国人児童生徒支援員や日本語指導支援員、日本語指導加配教員の配置体制を充実させ、府域のどの地域に編転入しても、適切な日本語指導を受けることができるようにしていきたい。

(4)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

(成果)

- ・平成30年度～令和2年度 事業実施対象市町村における「特別の教育課程」による日本語指導実施率が57.9%から96.1%に上昇（目標値95.0%）
- ・事業実施市町村において、「特別の教育課程」による日本語指導実施のための指導方法・教材等が共有され、ノウハウが蓄積された。
- ・オンライン相談体制の構築により、「特別の教育課程」による日本語指導の進め方等、日本語指導担当者の困り感や教材等のニーズに対して、即時的に対応することで、日本語指導が必要な児童生徒の学習面の個に応じた支援につながった。（オンライン相談対応件数 64件(2月末時点)）

(課題)

- ・多数在籍の市町村・学校には、日本語指導が必要な児童生徒の急な編転入にも対応できる受入れ体制の定着が見られるが、少数散在の市町村・学校には、依然としてノウハウの定着に課題がある。受入れ経験のない学校も含めて、市町村との連携をより密にし、日本語指導が必要な児童生徒の受入れ体制やノウハウの定着を進めていきたい。

(5) 学力保障・進路保障

(成果)

- ・日本語指導スーパーバイザーの訪問により、個別の指導計画が作成され、「特別の教育課程」による日本語指導が実施されることで、当該児童生徒が教室で授業を受けるための日本語能力の向上につながった。
- ・外国人児童生徒支援員が当該児童生徒に対して、授業の中で言語の壁等による学習のつまづきにきめ細かく対応することで、日本語指導が必要な児童生徒の授業内容理解につながった。
- ・日本語指導支援員がきめ細やかな指導を行うことで、生徒は初歩的な日本語を身に付け、授業でのやりとりや各教科の授業内容の理解が深まった。

(課題)

- ・日本語指導が必要な児童生徒の進路選択については、依然として様々な壁がある。特別枠入試制度や入試の配慮事項等、中学校はもちろん小学校においても認識を深め、中学校卒業後の進路選択を見通しながら中学校区全体として、日常の日本語指導にあたるよう各市町村・学校を指導助言していく。
- ・夜間中学では、毎年入学する生徒の国籍や日本語習得状況が様々でニーズも多岐にわたるため、一人ひとりに応じた日本語指導が継続して必要。

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

(成果)

- ・日本語指導スーパーバイザーが紹介した母語で作成された教材等を外国人児童生徒支援員が活用することにより、当該児童生徒が安心して学習を進めることができた。
- ・「特別の教育課程」による日本語指導の必要性を外国人児童生徒支援員が母語で保護者に伝えることで、保護者の理解を得て実施することができた。
- ・日本語指導支援員が、母語などにより聞き取った生徒の状況を教職員間で共有し、学校の教職員全体で

対応することで、生徒は安心して学びに向かうことができた。

(課題)

- ・多言語翻訳システムを活用して学習支援を進めるためのさらなる研究が必要である。
- ・外国人児童生徒支援員連絡会を通して、母語を活用してどのような支援を実施しているか等について情報共有することで、より効果的な支援の充実につなげたい。
- ・夜間中学では、通う生徒の約8割が外国籍であり、母語も様々に異なる。また、毎年新たに多くの入学生を迎えることから、一人ひとりに応じた日本語指導が継続して必要。

(7) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

(成果)

- ・学校生活サポート情報(多言語版)や外国人児童生徒受入れのための資料等の送付により、入学までの支援方法を伝達した。後日当該校を所管する市教委から、これらの資料をもとに文化の違いに配慮した受入れ体制の整備を進めているとの情報が得られた。

(課題)

- ・コロナ禍によって、外国人幼児児童生徒及び保護者は必要な情報を得ることについて、困難な状況にあることが浮き彫りになった。当該保護者及び幼児が日本の学校生活様式を理解し、安心して入学できるよう、府ホームページに掲載している「学校生活サポート情報(多言語版)」を活用しやすいよう改善していくとともに、周知に努めたい。

(8) 共生社会における共に学び成長する授業の在り方に関する調査研究の実施

(成果)

- ・教職員の指導方法を実際に見て協議することで、自らの指導方法を振り返り、個に応じた指導につなげることができた。
- ・日本語指導スーパーバイザーが、学校訪問により得られた多文化共生の取組み、学校や日本語教室の多言語掲示、礼拝スペースの設置などの好事例を他校の訪問の際伝えることにより、府内各校の多文化共生教育の深化につなげることができた。

(課題)

- ・多文化共生の取組みが交流会やフェスティバルなどのイベント実施で終わることが多く、すべての教室で行われる日常的な多文化共生の取組みにつなげる必要がある。
- ・今後の授業の在り方として、例えば多言語の絵本を活用した授業について市町村に提案していく。

(10) ICTを活用した教育・支援

(成果)

- ・多言語翻訳システムの活用方法等を、同行した市町村教育委員会担当者、日本語指導対応教員等と共有。(34市町村 114校)各市町村及び学校において、ICTを用いた多言語翻訳の検討が進められている。

・オンラインによる相談件数 64 件(2月末時点)

相談者:日本語指導加配教員、外国人児童生徒支援員、小中学校管理職等

相談内容:リライト教材の作成方法、少数言語の対応方法、個に応じた教材の相談等

(課題)

- ・多言語翻訳システムを活用した効果的な学習支援について、さらなる研究が必要。
- ・ウルドゥー語等、少数言語への対応が依然として課題。

(12) 成果の普及

(成果)

- ・日本語指導担当指導主事連絡会において、他市町村の日本語指導の巡回体制等の好事例の共有やグループ協議により、各自自治体に合った日本語指導体制の構築を考えるきっかけとなった。
- ・日本語指導対応教員連絡協議会において、他校の授業の様子を見学したり、効果的な教材の活用方法を共有することなどを通して、指導力の向上につなげることができた。
- ・外国人児童生徒支援員連絡会において、各支援員の支援方法を共有することで、母語の活用等様々な

角度で支援できることを学び、支援の幅を広げることができた。

- ・夜間中学設置市主管課長会や学校訪問で、各夜間中学の日本語指導支援員を活用した取組みを交流することで、各夜間中学での日本語指導が充実した。
- ・すべての人に義務教育の機会を確保するために夜間中学が重要な役割を果たしていることや、その広報の重要性、夜間中学では外国籍の生徒が非常に多く、日本語指導が重要であることや、日本語指導支援員を活用した取組みについても府内市町村で共有できた。

(課題)

- ・日本語指導担当指導主事連絡会、日本語指導対応教員連絡協議会、外国人児童生徒支援員連絡会それぞれで、経験のある者が初めて担当する者に助言できるよう、協議の時間を充実させること。
- ・各夜間中学の教育活動の更なる充実に資するため、継続して取組みの交流を進めていくこと。

日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育学校 <small>小中学校を含む</small>	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	96.6%	94.8%		%	%	%
うち、個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合	—	—	—	%	%	%

4. その他(今後の取組予定等)

- ・次年度、日本語指導スーパーバイザー及び外国人児童生徒支援員、日本語指導支援員を継続配置し、引き続き「一人も取り残さない」支援体制を構築していく。
- ・夜間中学設置市主管課長会や夜間中学訪問、夜間中学連絡協議会を実施し、各夜間中学の取組みの共有を継続する。

※枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。